

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第449号)

平成18年3月30日

横情審答申第449号

平成18年3月30日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成17年10月17日教小中第30262号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市立本町小学校 平成17年度研究会出席者名簿（6月24日開催）（出席者のうち横浜市・川崎市及び鎌倉市の教職員）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会教育長が、「横浜市立本町小学校 平成17年度研究会出席者名簿（6月24日開催）（出席者のうち横浜市・川崎市及び鎌倉市の教職員）」を一部開示とした決定のうち、横浜市臨時的任用教諭、横浜市嘱託員及び横浜国立大学附属横浜小学校教諭の氏名を非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市立本町小学校 平成17年度研究会出席者名簿（6月24日開催）（出席者のうち横浜市・川崎市及び鎌倉市の教職員）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が平成17年9月2日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 横浜市教育委員会の一部開示理由説明要旨

横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）から提出された一部開示理由説明書によると、本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、横浜市臨時的任用教諭（以下「臨時的任用教師」という。）及び横浜市嘱託員（以下「嘱託員」という。）の氏名については、個人に関する情報であって、個人を識別できる情報であることから本号本文に該当し、また、横浜市職員録に記載されておらず、公にされているとは言えないことから、本号ただし書アに該当しないため、非開示とした。
- (2) また、一般参加者、学生、民間団体職員及び横浜国立大学附属横浜小学校教諭（以下「国大附属小学校教師」という。）の氏名についても、個人に関する情報であって、個人を識別できる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人（以下「請求人」という。）が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分のうち、一部開示に関する部分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 臨時的任用教師は横浜市の職員名簿に記載されていないから明示できないという処分は不当である。
- (3) 臨時的任用教師といえども教師であり、横浜市に採用されているのではない。
職員名簿に記載されていないから明示できないとの理由付けは臨時的任用教師と本採用教師との差別に通じる。実施機関がそのような認識では、非常に由々しき問題である。
- (4) 請求人は「学生を非開示にするのは理解できるが、臨時的任用教師を開示しないのは理解に苦しむ。現に黒塗りした名簿には臨時的任用教師であろうとも、職名欄には「教諭」と記載されている。臨時的任用教師は教師であり、地方公務員法の制約も庇護も受けているのではないのか。こういうのは差別につながる」として、再度、臨時的任用教師を含めた名簿の開示を求めたが、実施機関は聞き入れてくれなかった。請求人は、一市民として、ましてや児童やその父母にとってみれば、教師はどのような採用形態であっても教師であると考える。
- (5) 今回、請求人は、あくまでも臨時的任用教師等も含めた、世間一般で言ういわゆる「先生」と呼ばれる教職員（教師）の名簿の開示を求めたのである。そこになぜ、実施機関は採用形態による彼らの言うところの「区分」を持ち込むのか全く理解できない。
請求人は、教師は採用形態のいかんを問わず教師としての自覚を持って欲しいと思っている。だからこそ、このたびの教育委員会の「区分」による対処には納得ができず、不服の審査請求をした次第である。
- (6) 臨時的任用教師であっても、出張扱いで当該研究会に出席し、交通費も支給されている。このように公務を遂行しているものをなぜ非開示とするのか。
- (7) 横浜でも本採用の教師の素行不良が新聞で報道されているが、臨時的任用教師の中にも同様の行為、明らかに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条に違反していた者がいることを請求人は知っており、また、その者が当該研究会に出席していること、今でも教壇に立っていることを請求人は知っている。
- (8) 神奈川県及び川崎市に問い合わせたところ、どちらも、臨時的任用教師であってもその氏名を開示するとの説明であった。川崎市では、臨時的任用教師の氏名は財団法人横浜市教育会館出版部が発行している神奈川県公立学校教職員録（以下「公立学校教職員録」という。）に記載されており、公立学校教職員録は公にされてい

るものであるから開示しているとのことであった。現に公立学校教職員録は横浜市中心図書館（以下「中央図書館」という。）にもあり、誰もが閲覧できるようになっている。

- (9) なお、請求人は学生など一般の方の氏名は求めている。開示請求書のとおり、教職員の名簿を求めているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成 17 年 6 月 24 日に横浜市立本町小学校（以下「本町小学校」という。）において開催された、ネットワーク配信コンテンツ活用推進事業に係る研究会（以下「研究会」という。）の出席者名簿である。ネットワーク配信コンテンツ活用推進事業とは、児童生徒の学習意欲及び学力の向上を図るため、授業等における教育用デジタルコンテンツ（教材）の活用について実践及び研究を行い、ネットワーク配信による普及を図るものである。

(2) 本件審査請求の対象について

本件申立文書である出席者名簿は、出席者ごとに所属、職名、氏名等を記録する書式であり、実施機関は、それらの情報のうち臨時的任用教師、嘱託員、一般参加者、学生、民間団体職員及び国大付属小学校教師の氏名を非開示としている。

当審査会は、審査請求書及び意見書の内容から、請求人は、教職員の氏名の非開示の取消しを求めており、その他の者の氏名の非開示については審査請求の対象としていないことが認められるため、教職員である臨時的任用教師、嘱託員及び国大付属小学校教師の氏名の非開示の妥当性についてのみ判断することとする。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、開示しないことができる個人情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている個人の氏名については、個人に関

する情報であって個人を識別することができる情報であるため本号本文に該当し、臨時的任用教師及び嘱託員の氏名については横浜市職員録に記載されていないことから本号ただし書アに該当せず、また、国大附属小学校教師の氏名については本号ただし書に該当しないため非開示としたとしている。

ウ 個人の氏名は、個人に関する情報であって特定個人を識別することができるものであるから、臨時的任用教師、嘱託員及び国大附属小学校教師の氏名については、本号本文に該当する情報であると判断する。

エ 次に、本号ただし書アの該当性について判断する。

意見陳述において、請求人は臨時的任用教師等の氏名が掲載されている公立学校教職員録というものが存在すると述べているため、当審査会は、当該教職員録の2005年度版を取り寄せて見分したところ、当該教職員録には、教職員の職名、氏名等の情報が掲載されており、本件申立文書において実施機関が非開示とした臨時的任用教師及び国大附属小学校教師の氏名についても掲載されていることを確認した。さらに、公立学校教職員録は一般に販売されており実施機関は毎年度購入し業務に使用していること及び中央図書館において所蔵され閲覧に供されていることを実施機関から確認した。公立学校教職員録は中央図書館において閲覧され、また、実施機関において経常的に業務に使用されている状況から、その掲載情報には相当程度の信頼性が一般に認められているものと考えられる。

また、当審査会は、非開示とされた嘱託員の氏名が横浜市立学校名簿の平成17年度版に掲載されていることを確認した。横浜市立学校名簿とは、教育関連施設の情報並びに所属する主な教職員の職名、氏名等が掲載されている名簿で、実施機関が毎年度発行し、一般に販売しているものである。

オ 本件申立文書に記録されている教職員の氏名は、いずれも当該教職員の職務として研究会に出席するべく、その出席者名簿に記録されたものであり、教職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該教職員の氏名であると認められる。したがって、前述のとおり公立学校教職員録又は横浜市立学校名簿に掲載されている臨時的任用教師、嘱託員及び国大附属小学校教師の氏名については、本号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報に該当し、開示すべきであると判断する。

(4) 結論

以上のとおり、教育長が本件申立文書において、臨時的任用教師、嘱託員及び国

大附属小学校教師の氏名を非開示とした決定は妥当ではなく、これを開示すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年10月17日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年10月21日 (第12回第三部会) 平成17年10月27日 (第71回第一部会) 平成17年10月28日 (第73回第二部会)	・諮問の報告
平成17年11月21日	・審査請求人から意見書を受理
平成17年11月24日	・部会で審議する旨決定
平成18年 1 月20日 (第17回第三部会)	・審議
平成18年 2 月 3 日 (第18回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成18年 2 月17日 (第19回第三部会)	・審議
平成18年 3 月 3 日 (第20回第三部会)	・審議